

芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		1-1市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2障がいのある人となし人との相互理解を深めるための事業等の実施					
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度	
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
1	1-1	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	1-1 1-2 3	②④	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方が委員として参画し、障がい福祉施策に対する意見をいただくとともに、事業についても共に取り組んでいただいた。（②） ・自立支援協議会専門部会において、「障がい児者にかかわるボランティアを増やし、地域の障がい理解を広め、将来の人材確保につなげる」ことをテーマに設定し、市役所北館展示スペースにおいて障がい理解に関する掲示をした。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方に委員として参画していただく。 ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。 	
2	1-1	地域福祉課 (障がい福祉課)	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施していきます。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行っていきます。	1-1	④	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会において、定例会での「発達障がい」に関する研修及び、専門部会（障がい者・児）での「障がいや障がい福祉サービス」に関する研修を実施した。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市障がい者基幹相談支援センター・障がい福祉課と連携し、研修を実施していく。 	
3	1-1	障がい福祉課 社会福祉協議会	障がい者基幹相談支援センター機能の充実	障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組めます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。	1-1 1-2	②④	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会専門部会において、「障がい児者にかかわるボランティアを増やし、地域の障がい理解を広め、将来の人材確保につなげる」ことをテーマに設定し、市役所北館展示スペースにおいて障がい理解に関する掲示をした。（④） ・芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携し、地区福祉委員会に対し、「発達障がい研修」を実施した。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。 ・芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携し、地域の関係機関に対して研修を実施していく。 	
5	2-1	障がい福祉課 広報国際交流課	広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	1-1	④	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の周知を行った。（④） ・広報12月号において、障がいに関する特集記事（令和3年度は発達障がい）に焦点を当てて特集）を掲載した。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報あしやを通じて、障がい理解啓発を推進していく。 	
6	2-1	障がい福祉課	マスメディア・SNSによる広報啓発活動	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓発にも努めます。	1-1	④	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」において障がい福祉に関するイベントや、「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の周知を行った。（④） ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（Instagram・Twitter）において、障がいのある人に対するボランティア活動団体の紹介を行った。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「あしやねっと♪」やSNSを通じて、障がい理解啓発に取り組んでいく。 	

芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		1-1市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施					
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度	
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
10	2-3	学校教育課	特別活動の推進	トライやる・ウィークや学校園行事をはじめとした特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との交流を積極的に行い、障がいのある人との交流を積極的に行い、障がいに対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育みます。	1-2	④	・学校行事が縮小や中止となる中でも学校生活において障がいのある児童や生徒と関わる機会が多い。運動会や体育大会では伴走として一緒に走ったり、手をつないで走ったりするなど生徒や児童に合わせて自主的自発的に交流ができた。（④）	B	・行事などが徐々に以前のような形式で行われるようになり、様々な角度から助け合いや交流ができると考える。特別活動においては目的や課題を持ち、生徒や児童が自発的に動けるようにクラスや学年で考えて取り組む。 ・修学旅行等は最終学年の大きな行事としてつながりのある生徒児童について考えられるもので行程1つ1つ自分たちの楽しみかつ仲間も楽しめる工夫をして行事を行う予定である。	
11	2-3	学校教育課	総合的な学習の時間の活用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	1-1	④	アイマスク体験や視覚障がいなどがある方の講話などを通して障がいに対する理解を深めることができた。一部、予定していたものの新型コロナウイルス感染症の流行状況により実施できなかった学校があった。（④）	B	・引き続き各校の状況に応じてカリキュラムを設定し、体験的な学習や当事者の話を通して障がいや人権についての正しい理解を深めて行けるようにする。	
12	2-3	生涯学習課	各種講座・教室の開催	地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	1-1	④	・市民が障がいや人権問題などについて理解を深めることができるよう、出前講座のメニューに組み込む他、芦屋市人権教育推進協議会と連携した講演会の実施や「あしや学びあいセミナー（※）」へのメニュー登録など、学習機会の拡充に取り組むことができた。（④） ※あしや学びあいセミナーとは、芦屋市社会教育関係登録団体が、団体が専門とする内容について市民のところへ出向いて行う、市民版出前講座で、平成29年度より実施している。芦屋市人権教育推進協議会のメニュー登録は平成30年度から。	B	・出前講座のメニュー登録、芦屋市人権教育推進協議会と連携した講演会の実施、「あしや学びあいセミナー」へのメニュー登録などを推進する。また、利用者拡充に向けた取り組みを検討する。	
13	2-3	社会福祉協議会	福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料等の貸出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	1-1	④	・幼稚園、小中学校、高等学校において、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験により障がい者理解を進めることが出来た。（④） ・夏休みに中学生向けの福祉ボランティア学習を開催し、知的障がい者との交流などを行った。（④） ・アクションプログラム推進協議会において、視覚障がい者向けのスマホ講座を開催。また宮川幼稚園園児と「この町がすき」の手話歌を歌い動画撮影を行い小さなころから福祉に触れる機会をもった。自立支援協議会専門部会が行った、市役所北館展示スペースでの掲示に障がい者へのボランティアに関する掲示を行った。（④） ・手話ボランティア養成講座を開催し、地域住民への障がい者理解と担い手の育成を行った。（④） ・障がい相談の相談員向けに、地域福祉研修を実施した。（④）	B	・福祉学習は、各校と連携し内容を充実させていく。 ・障がい相談と連携し、学生協働プロジェクトを進め、市内の高校生の障がい者理解を進める。 ・視覚障がい者向けのスマホ講座を、身体障害者福祉協会と協働で進めていく。 ・手話ボランティア養成講座だけでなく、点字ボランティア養成講座を開催予定。	

芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		1-1市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施					
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度	
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）	
14	2-4 3-2	障がい福祉課	障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討・実施します。	1-2	④	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターリードあしやと協働し、「～あしや市障がい者施設巡り～デジタルスタンプラリー」を開催し、市内障がい福祉事業所を広く市民の方に知っていただく啓発イベントを実施した。（④） ・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。（④） ・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、前年度を上回る作品数の出展【196点（2年度は165点）】、作者数からの応募【25団体・556人（2年度は20団体・481人）】があった。従前は福祉センター・木口記念会館での実施であったが、令和3年度は市役所北館展示スペースでも実施した。（④） ・新型コロナウイルス感染者数が増加傾向であったため、芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2021」をWEBで実施した。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んでいく。 ・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、福祉センター・木口記念会館・市役所で展示する。 ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2022」を令和5年2月に実施する。 	
15	2-4 3-2	障がい福祉課	障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知	市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出していき、障がいのある人等に周知します。	1-2	④	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布することの検討を行った。（④） 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会専門部会において、居場所づくりに焦点を当てて取組を進めていく。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布する。 	
20	3-1	障がい福祉課	授産品販売コーナーの設置	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。	1-1	④	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を実施した。（④） ・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を実施する。 ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組む。 	
21	3-1	障がい福祉課 用地管財課	市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	1-1 3	② ④	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行った。（②④） ・カフェからの報告により、令和3年度、雇用については、11人雇用がありました。長期の雇用は難しくなったこと。また、直接店舗で雇用して、接客・清掃・機器の操作等の指導が難しいことから事業者が運営する就労施設で一定期間就労した後、カフェで雇用する形への変更を検討していると報告がありました。（②） ・カフェについての認知度や利用評価を確認するため、市政モニターアンケートを実施し、91人に回答いただきました。そのうち利用したことがある人にはほぼ満足していると回答をいただきました。（②） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行う。 ・コロナ禍の情勢で、令和3年度はイベント等を実施できませんでしたが、令和4年度については、ミニコンサート等の実施を計画している。 	

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		1-1市民及び事業者の理解を深めるための研修その他必要な施策等の実施			1-2障がいのある人とない人との相互理解を深めるための事業等の実施				
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
22	3-2	社会福祉協議会 障がい福祉課	障がい児・者の芸術作品等の発表機会の創出	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行います。障がい児・者作品展に限らず、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していきます。	1-2	④	・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、前年度を上回る作品数の出席【196点（2年度は165点）】、作者数からの応募【25団体・556人（2年度は20団体・481人）】があった。従前は福祉センター・木口記念会館での実施であったが、令和3年度は市役所北館展示スペースでも実施した。（④）	B	・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、福祉センター・木口記念会館・市役所で展示する。
25	4-1	障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	1-1 1-2 2 3	① ② ③ ④	・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。（①②③④）	B	・障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。
26	4-1	障がい福祉課	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	1-1 2 3	① ② ③ ④	・条例の施行に併せ民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施し、6事業者に対して助成をした。（①） ・条例の内容を知ってもらうために、障害福祉サービス事業者や民生・児童委員障がい者部会の方などに研修を実施した。（④） ・条例をより身近に感じていただくため、愛称名を募集したところ、76人の方から83作品の応募があり、選考した結果「芦屋市共に暮らすまち条例」に決定した。（④）	B	・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施する。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布する。
27	4-1	人権・男女共生課	障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	1-1	④	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際に条例の周知を行った。（④） ・赤星憲広氏講演会「違いを認め合い、共に支え合うまち～パラリンピックの精神が社会を変える～」(参加者：122人)、パラスポーツ体験会（ボッチャ、フライングディスク（参加者：57人））を開催した。（④）	B	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際に、パンフレット等を配付し条例の周知を行う。
28	4-1	生涯学習課	障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	1-1	④	・芦屋市人権教育推進協議会と連携し、障がいや人権問題に関する学習会等を実施した。また、参加への働きかけを広報誌などを通じて広く実施した。（④）	B	・芦屋市人権教育推進協議会と連携した学習会等を実施し、各種団体へ参加の働きかけを行う。

芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		2合理的配慮の提供支援に関する事業の実施							
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
4	1-5	障がい福祉課	意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	2 3	②③	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成研修を合計22回実施した（修了者は10名）。（③） 手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を合計129回実施した。（②③） 点字広報・声の広報は、点訳を25回（対象者6名）、音訳を24回（対象者15名）実施した。（②③） 障がい福祉課における手話通訳者を1名配置した。（②③） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施していく。
7	2-2	ほいく課 学校教育課	インクルーシブ教育・保育事業の実施	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進されるよう取り組みます。	2	① ② ③	<p>【学校教育課】</p> <p>特別支援教育センター専門指導員による巡回指導をし、支援の必要な幼児への個別の支援の充実に務めることができた。（②）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各園に特別支援教育加配教諭・支援員・看護員等を配置することにより、一人一人の必要に応じた適切な支援を行うことができた。（②③） 特別支援教育研究会や実践報告及び研修会を開催し、特別支援への理解と専門性の向上を図った。（④） <p>【ほいく課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年3回のブロック別研修会と全体研修会として実践報告会を予定していたが、まん延防止等重点措置が発出されたため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、ブロック別研修会1回と実践報告会1回を中止とした。2回の研修会では、参加者の人数制限を行いながら開催した。市立・私立の就学前施設の職員が参加し、研修講師の指導助言を受けながら、配慮を必要とする子どもたちへの支援の方法について学び、情報共有を行い、質の向上に努めた。実践報告会を開催できなかったため、各施設からの実践報告を冊子にし、支援の方法について情報共有を行った。（④） 	B	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育センターの専門員や合理的配慮コーディネーターと連携しながら、医療的ケアが必要な幼児への人的支援も含めた個別の支援の充実に努める。 配慮を要する子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の支援計画等、援助のあり方の見直しを適宜行っていく。 <p>【ほいく課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して、研修会、実践報告会を開催することで、子どもへの理解を深め、より良い支援の方法について、検討を行い、質の向上に務める。
8	2-2	学校教育課	校内支援体制の整備	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実に努めます。	2	① ② ③	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援コーディネーター会を持ち、それぞれの役割や個別の支援計画、合理的配慮等について確認することが出来た。（②） 校内においては児童生徒の成長に合わせた指導ができるよう、コーディネーターを中心に個別の支援計画等の内容を見直ししながら進めるよう努めた。（②） 特別支援教育センターの専門員や合理的配慮コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る幼児児童生徒への指導助言を行うことで、個別の支援の充実に努めることが出来た。（③） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 個別の支援計画等の特別な教育課程の内容をしっかりと精査し、内容の見直しは適宜行う必要がある。 特別支援教育センターの専門員や合理的配慮コーディネーターと連携をしながら、引き続き、個別の支援の充実に努める必要がある。
9	2-2	建築課	教育施設の点検・整備	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化を進めます。	2	①	<ul style="list-style-type: none"> 精道中学校の建て替えにおいて、バリアフリーに対応した施設整備を進めた。（①） 宮川小学校トイレ改修工事を実施し、多目的トイレにオストメイト対応流しを設置し、バリアフリー化を進めた。（①） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 精道中学校の建て替えにおいて、バリアフリーに対応した施設整備を完了させる。
17	2-5	障がい福祉課 社会福祉協議会	ボランティアの育成	関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。	2	③ ④	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（Instagram・Twitter）において、障がいのある人に対するボランティア活動団体の紹介を行った。（④） 自立支援協議会専門部会において、「障がい児者にかかわるボランティアを増やし、地域の障がい理解を広め、将来の人材確保につなげる」ことをテーマに設定し、市役所北館展示スペースにおいて障がい理解に関する掲示をした。（④） 		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。 「あしやねっと♪」やSNSを通じて、ボランティアに関する動画発信に取り組んでいく。

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		2合理的配慮の提供支援に関する事業の実施							
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
24	3-2	生涯学習課	社会教育施設等の整備・改善	障がいのあるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設について、計画的にバリアフリー化を進めます。	2	①	・主な社会教育施設については、老朽化が進んでいる施設から順次、バリアフリー化を含めた利用者の利便性向上のための改修を進められた。（①）	B	・老朽化が進んでいる施設から順次、バリアフリー化、多目的トイレのユニバーサルデザイン化を含めた利便性向上のための改修を進める。
25	4-1	障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	1-1 1-2 2 3	① ② ③ ④	・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。（①②③④）	B	・障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。
26	4-1	障がい福祉課	芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	1-1 2 3	① ② ③ ④	・条例の施行に併せ民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施し、6事業者に対して助成をした。（①） ・条例の内容を知ってもらうために、障害福祉サービス事業者や民生・児童委員障がい者部会の方などに研修を実施した。（④） ・条例をより身近に感じていただくため、愛称名を募集したところ、76人の方から83作品の応募があり、選考した結果「芦屋市共に暮らすまち条例」に決定した。（④）	B	・芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施する。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布する。
29	4-2	都市計画課	駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	2	①	・基本構想において位置付けた特定事業について、各事業者の進捗確認を行うと主に、バリアフリー推進連絡会を立ち上げ、今後の推進に係る課題を共有した。（①）	B	・基本構想において位置付けた特定事業について、バリアフリー推進連絡会において継続的な進行管理を実施するとともに、基本理念の実現に向けた更なる取組についても検討する。
30	4-2	地域福祉課	福祉のまちづくりの推進	○市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。 ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	2 3	①	・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページにおいて提供していることに加え、子育て応援アプリでの情報発信を行っている。（①） ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めた。（①）	B	・市ホームページなどにおいて、公共施設等のバリアフリー情報の発信や、兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードのさらなる普及・啓発に継続して取り組む。
31	4-2	道路・公園課	道路・公園等のバリアフリー化の推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	2	①	・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、15箇所の歩道切下げ部バリアフリー化工事を実施した。（①） ・松ノ内公園、新浜公園において、特定公園施設までのバリアフリー化工事を行った。（①）	B	・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、歩道切下げ部のバリアフリー化工事を実施する。 ・上宮川公園の特定公園施設までのバリアフリー化を行う。
32	4-2	地域福祉課	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	2 3	①	・公共バス事業者によるノンステップバスの新規導入はあったものの、バス協会等の助成金を優先して活用したため、市の補助金の活用はなかった。（①）	D	・引き続き公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、ノンステップバスの導入の際は、補助を行っていく。
33	4-3	消防本部 警防課	119番等緊急通報受信体制の整備	聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に、「Net119」、「メール119」及び「FAX119」の整備を行います。	2	③	聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に「Net119」「メール119」「FAX119」の整備を完了済み。NET119登録者：35人、メール119登録者：14人（③）	A	前年度からの継続事業として実施する。

芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		3社会参加の機会を拡大する事業等の実施							
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
1	1-1	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	1-1 1-2 3	②④	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方が委員として参画し、障がい福祉施策に対する意見をいただくとともに、事業についても共に取り組んでいただいた。（②） ・自立支援協議会専門部会において、「障がい児者にかかわるボランティアを増やし、地域の障がい理解を広め、将来の人材確保につなげる」ことをテーマに設定し、市役所北館展示スペースにおいて障がい理解に関する掲示をした。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各種会議に障がい者団体の方に委員として参画していただく。 ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。
4	1-5	障がい福祉課	意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	2 3	②③	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成研修を合計22回実施した（修了者は10名）。（③） ・手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を合計129回実施した。（②③） ・点字広報・声の広報は、点訳を25回（対象者6名）、音訳を24回（対象者15名）実施した。（②③） ・障がい福祉課における手話通訳者を1名配置した。（②③） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施していく。
16	2-5	地域福祉課	市と市民による協働の取組	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、既存のプロジェクトの推進と、より多くの人が楽しく参加できる新たな地域活動を展開していきます。	3	① ② ③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの活用で苦手意識を持っている傾向が強いシニア向けに、高校生ボランティアによるスマホ講座を実施し、複数の自治会において定期的な開催につながっている。（③） ・視覚障がいのある人や外部講師による視覚障がいのある人向けのスマホ講座を実施し、またスマホを教える側のサポーター養成講座の実施により一般の方の障がいへの理解につながった。（③） ・自治会の協力の下、町の清掃活動を通じて、落ち葉で焼き芋のイベントを実施し、大人から子どもまで幅広い世代の参加があった。（②） ・市立幼稚園や地域のイベントでの「この町がすき」の手話歌を通じて、福祉に触れる機会づくりに取り組んだ。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の取組を拡大・継続実施をしていくとともに、より身近なスマートフォンについては教える側の育成に努め、市民同士での交流につながる工夫を行う。また、幅広い世代の方が楽しく参加できるイベントの模索を市民とともに、考え実行に移していく。
18	3-1	障がい福祉課	就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	3	②	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の場において、障がいによる困難さがあることを理由に不利益が生じることがないように、阪神南障害者就業・生活支援センターの就労支援員を中心に、関係機関との連携を図った。（②） 	B	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図っていく。
19	3-1	人事課	障がいのある人の採用	障がいのある人を短期雇用にこだわらず、常勤職員・会計年度任用職員として採用します。	3	②	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月に、障がい者枠の会計年度任用職員を募集・採用した。（②） 	B	引き続き、障がい者活躍推進計画に基づき、常勤職員に限らず会計年度任用職員の採用をしていく。

芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

施策区分		3社会参加の機会を拡大する事業等の実施							
障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策区分	評価視点	令和3年度		令和4年度
番号	計画	所管課	取組	内容			取組内容（実績）	所管評価	取組内容（計画）
21	3-1	障がい福祉課 用地管財課	市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	1-1 3	② ④	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行った。（②④） ・カフェからの報告により、令和3年度、雇用については、11人雇用がありましたが長期の雇用は難しかったこと。また、直接店舗で雇用して、接客・清掃・機器の操作等の指導が難しいことから事業者が運営する就労施設で一定期間就労した後、カフェで雇用する形への変更を検討していると報告がありました。（②） ・カフェについての認知度や利用評価を確認するため、市政モニターアンケートを実施し、91人に回答いただきました。そのうち利用したことがある人にはほぼ満足していると回答をいただきました。（②） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市役所北館1階のカフェスペースで、障がいのある人を雇用するとともに、市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を行う。 ・コロナ過の情勢で、令和3年度はイベント等を実施できませんでしたでしたが、令和4年度については、ミニコンサート等の実施を計画している。
25	4-1	障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	1-1 1-2 2 3	① ② ③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。（①②③④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。
26	4-1	障がい福祉課	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	1-1 2 3	① ② ③ ④	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の施行に併せ民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施し、6事業者に対して助成をした。（①） ・条例の内容を知ってもらうために、障害福祉サービス事業者や民生・児童委員障がい者部会の方などに研修を実施した。（④） ・条例をより身近に感じていただくため、愛称名を募集したところ、76人の方から83作品の応募があり、選考した結果「芦屋市共に暮らすまち条例」に決定した。（④） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施する。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等にステッカー等を配布する。
30	4-2	地域福祉課	福祉のまちづくりの推進	○市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。 ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	2 3	①	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページにおいて提供していることに加え、子育て応援アプリでの情報発信を行っている。（①） ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めた。（①） 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページなどにおいて、公共施設等のバリアフリー情報の発信や、兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードのさらなる普及・啓発に継続して取り組む。
32	4-2	地域福祉課	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	2 3	①	<ul style="list-style-type: none"> ・公共バス事業者によるノンステップバスの新規導入はあったものの、バス協会等の助成金を優先して活用したため、市の補助金の活用はなかった。（①） 	D	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、ノンステップバスの導入の際は、補助を行っていく。